

政策提言「地域力の向上に向けて」(平成 20 年 11 月)
の検証について

平成 25 年 7 月
東京都市長会

はじめに

平成 20 年 11 月、東京都市長会は、「地域力の向上に向けて」と題し、政策提言を行った。

これは、地方分権のうねりが押し寄せる中、地域力の向上こそが「地域主権」への転換の原動力ととらえ、企業や学校等を含む市民の力を結集・支援する行政のかかわり方を提言したものである。

この提言を具現化するものとして、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間、多摩・島しょ 39 市町村共同事業「多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業」を実施した。

このほど、同事業の実施期間が終了したことから、3 年間の事業実績を検証・評価するとともに、これまでの社会背景の変化も踏まえて政策提言を振り返り、地域力の向上に向けた、今後の方向性を検討する。

目 次

第1章 政策提言「地域力の向上に向けて」について	1
1 提言の背景・経緯	1
2 提言の概要	1
第2章 多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業の振り返り	3
1 事業概要	3
2 助成実績	4
(1) 助成対象事業	4
(2) 助成事業費	8
3 助成事業の考察・評価	9
(1) 実施事業からの考察	9
(2) アンケート結果からの考察	9
(3) 市町村共同事業助成金審査会委員等の意見からの評価	12
4 振り返りから見えてきた成果・課題	12
(1) 事業の成果	12
(2) 事業の課題	13
第3章 今後の方向性について	14
1 地域のさまざまな主体の活動及び連携の推進	14
2 より幅広い地域資源の活用促進	14
おわりに	15
資料編	17
資料1 多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱	19
資料2 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱	23

第1章 政策提言「地域力の向上に向けて」について

政策提言「地域力の向上に向けて」の振り返り、事業検証を行うにあたり、まず、提言の背景・経緯及び概要について確認しておく。

1 提言の背景・経緯

平成12年の地方分権一括法の施行以降、三位一体改革や地方分権改革推進法の施行等、地方分権改革の進展に伴い、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化する一方、少子高齢化の進展や市民ニーズの高度化・多様化等により、地方自治体が抱える行政課題も困難なものになっている。

各自治体では、依然として厳しい行財政運営を強いられており、高まる行政需要に自治体だけで対応するのは難しい。そこで「地域力」の向上を推進し、地域課題の解決に活用することが重要となる。

こうした状況を受け、東京都市長会では、平成19年度に「地域力の向上に関する基礎調査」を実施し、その結果を踏まえて平成20年度に政策提言「地域力の向上に向けて」を行った。

2 提言の概要

(1) 地域力の向上にあたって ～今なぜ地域力なのか～

地域力を「自治会・町会等の地縁組織、NPO等の市民団体や企業、これらの核となる市民及び行政が相互に連携し、総合力をもって主体的に地域の課題を発見し解決する力」と定義する。

地域力は、防災・防犯、子育て支援、高齢者支援など、行政のさまざまな分野で課題解決手段として広く活用されている。また市民の輪から生まれる地域力もある。行政には、このような点在する小さな輪をつなぐコーディネート機能の強化が求められている。地域力の向上を進めることで、健康なまち、安全・安心なまち、しなやかなまちといった多摩の未来像が見えてくるのではないかと。

地域力を取り巻く世情の変化としては、「個人主義、原子（アトム）化社会の進展」や「地方分権の流れ」がある。また基礎調査から、①自治会・町会の加入率減少、②民生児童委員の委嘱率の低下、③消防団員の減少、④団塊世代の地域回帰といった点が課題となっていることがわかる。

こうした時代の変化にあわせ、地方自治体には、簡素で効率的な地方政府の実現に向けた変化が求められており、より質の高い行政サービスを市民へ提供するために、地域力を原動力とした施策を主体的かつ積極的に展開していくことが必要である。

(2) 課題解決に向けた取り組みからみえるもの

地域力の向上に向けては、全国の各自治体で、すでにさまざまな取り組みが行われ

ているが、地域や自治体規模等により事業内容や成果は多様であり、課題についてもさまざまである。

また、基礎調査から見えた新たな取り組みとしては、図書館やスポーツ施設などの運営における企業・NPOとの連携があり、運営主体の持つ専門性を生かし、「公の施設」が新たな地域との交流の場として、地域活性化につながるようにしていくことが重要である。

多摩 26 市でも、すでに各市で数多くの施策に取り組んでおり、それぞれに効果が期待されていることから、地域力の向上に向けた施策展開は、さまざまな分野から複合的に働きかけることも大切である。

地域力とは、さまざまな担い手が相互に連携しながら地域の課題を発見・解決していく力であるから、その施策は多岐にわたり、決定打となるようなものはなかなか見られない。行政としては、個別の計画や施策を有機的に連携させることが大事であり、まちを支える個々の活動への支援や地域活動の担い手を集める仕組みづくりなどの役割を果たす必要がある。

（３）地域力の向上に向けて（提案）

地域の状況や抱えている課題は千差万別であるため、地域力の向上に作用するいわゆる特効薬はない。しかし、それぞれの地域には、自らの持つ人的・物的・知的資源を活用しながら課題を解決していこうとする自然治癒力がある。

地域の自然治癒力は、多くの場合、地域が直面する課題・問題を解決しようとする動きが起爆剤となり、活性化する。その中で、あえて行政の役割を明示するならば、その地域が抱える課題・問題を広い視野で把握し、その解決のために必要に応じて市民や市民活動団体等に手を差し伸べていくことであると考ええる。

行政としては、①「気軽に語り合い、活動できる場の提供」、②「地域力の向上の担い手確保」、③「人材発掘・育成」、④「地域力の向上のための財政支援」を行うことが望まれる。

第2章 多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業の振り返り

本章では、多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業の平成22年度～平成24年度の助成実績を振り返り、実施事業の内容や市町村へのアンケート結果、市町村共同事業助成金審査会委員の意見等から、事業評価を行うこととする。

1 事業概要

多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業は、平成22年4月1日に「多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱」を施行し、事業展開を開始した。概要は下表のとおりである。〔図表1〕

図表1 多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業の概要

項目	内容
名称	多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業 (多摩・島しょ地域力の向上事業助成金)
目的	多摩・島しょ地域の市町村が実施する地域力の向上に資する事業を支援することにより、多摩・島しょ地域全体の地域力の向上を図り、ひいては多摩・島しょの魅力を高める。
助成対象者	多摩・島しょ地域の市町村
助成期間	平成22年度から平成24年度まで
助成対象事業	多摩・島しょ地域の市町村が地域力の向上に資する事業として、新規又はレベルアップして実施する、次の①～③のいずれかに該当する事業のうち、(公財)東京市町村自治調査会理事長が必要と認める事業。 (施設整備等に係る経費、備品購入費及び市町村の職員人件費は助成対象外) 【事業区分】 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業 ②高齢者・子どもの見守りに資する事業 ③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業
助成額	一市町村につき、年間100万円以内
審査会	交付申請があったときは、別に定める、市長2名、町村長1名、学識経験者1名、東京都市長会事務局長及び東京都町村会事務局長により組織する、市町村共同事業助成金審査会の審議に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。
財源措置	(公財)東京都区市町村振興協会の区市町村振興助成金

2 助成実績

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で、多摩・島しょ 39 市町村の全市町村が助成金を活用し、事業を実施した。ここでは、3 年間の事業実績を確認する。

(1) 助成対象事業

平成 22 年度から平成 24 年度までの間、本助成金を活用して各市町村が実施した事業は、下表のとおりである。〔図表 2-1〕

助成を受けて実施された事業は、3 年間で 98 件。その内の半数にあたる 49 件が、事業区分①「自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業」であった。続いて②「高齢者・子どもの見守りに資する事業」が 23 件（24%）と 2 番目に多く、以降、③「団塊世代の地域デビュー支援に資する事業」が 11 件（11%）、①と②の複合事業が 7 件（7%）、①と③の複合事業が 4 件（4%）、②と③の複合事業が 3 件（3%）、①②③のすべての複合事業が 1 件（1%）という順番になっている。〔図表 2-2〕

また、全事業数 98 件のうち、81 件（83%）が新規事業、17 件（17%）がレベルアップ事業であった。〔図表 2-3〕

図表 2-1 市町村別助成対象事業一覧

No.	市町村名	事業名	事業区分	事業種別	実施年度
1	八王子市	学園都市文化ふれあい財団コミュニティ事業補助金(第 50 回八王子まつり助成分)	自	レベルアップ	22
		高尾山ボランティアガイド事業補助金	団	レベルアップ	23・24
		外国人支援ボランティア養成事業	自・団	レベルアップ	24
		八王子城跡ガイドボランティア事業	団	新規	24
2	立川市	立川駅周辺の安全・安心推進事業	自・高	新規	22・23・24
		自治会ハンドブック作成	自	新規	24
3	武蔵野市	分権と協働の時代における自治体運営の検討	自	新規	22
		ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス 青少年活動支援事業	高	新規	23
		八幡町コミュニティセンター開館記念事業補助	自	新規	24
4	三鷹市	地域ケア推進事業	自・高	新規	22
		コミュニティ創生をめざす地域応援プロジェクト	自・高	新規	23・24
5	青梅市	青梅市自治会連合会 50 周年記念事業	自	新規	22
		地域で頑張る青少年支援事業 団塊世代地域デビュー事業実行委員会	高・団	新規	23

		おうめ若者カフェ	自・高	新規	23・24
		であう あそぶ 子どもの舞台芸術体験広場	高	新規	23
		地域で頑張る青少年支援事業 まちづくりフォーラム 若者だって街づくり～人と人とのつながり“絆”を考える～	高	新規	23
		遊びサポーター養成講座「遊びがつなぐ地域の子どもと大人！」／遊び寺子屋	団	新規	23
6	府中市	自治会・町会等加入促進パンフレットの作成	自	新規	22
		シニアガイドブックの作成	団	新規	22
		自治会活動ハンドブックの作成	自	新規	23
		シニアのためのいきがづくり支援セミナー	団	新規	23・24
		地域コミュニティ啓発セミナー事業	自	新規	24
7	昭島市	児童センター子ども安全見守り事業	高	新規	22・23・24
8	調布市	地域活動情報紙等の発行	団	レベルアップ ^o	22・23・24
		地域交流会	自	レベルアップ ^o	22
9	町田市	子どもの居場所づくり推進事業	高	レベルアップ ^o	22・23・24
10	小金井市	地域コミュニティセンター施設研究講座	自	新規	22・23・24
		高齢者の生きがづくり講座	高	新規	22・23・24
		団塊の世代地域デビュー講座	団	新規	22・23・24
11	小平市	市民活動支援センター事業	自	新規	22・23・24
12	日野市	自治会活動活性化事業	自	新規	22・23・24
13	東村山市	自治会フォーラム	自	新規	22・23・24
		自治会向けの冊子等作成	自	新規	22・23・24
		市民協働セミナー	自	新規	23・24
14	国分寺市	防災まちづくり推進地区への支援事業	自	新規	22・23
		学校の施設を利用した夏休みキャンプ	自	新規	24
15	国立市	コミュニティガーデン運営事業	自・高・団	新規	22・23・24
		子どもの居場所づくり事業補助金交付事業	高	新規	22
		くにたち子ども未来塾補助金交付事業	高	新規	23・24
		子どものための交通安全事業(スケアードストレート)	高	新規	24
16	福生市	安全安心まちづくり啓発事業	自・高	新規	22
		地域コミュニティ活性化事業	自	レベルアップ ^o	23
		組織力アップ地域コミュニティ活性化推進事業	自	新規	24
17	狛江市	花いっぱいエリア創設事業	自	新規	22・23・24
18	東大和市	地域活性化のためのシンポジウム	自	レベルアップ ^o	22

		安全・安心のまちづくり(地域パトロールの充実)	高	レベルアップ	22
		自治会ハンドブック等作成事業	自	新規	23
		東大和市スクールガード事業	高	レベルアップ	24
19	清瀬市	小学校区コミュニティはぐくみ円卓会議	自	新規	22
		未来を担う清瀬の子どもたちの見守り事業	高	新規	22
		防犯パトロール活動支援事業	高	新規	22
		児童・生徒安全推進事業	高	新規	23・24
		団塊世代の地域デビュー支援事業	団	新規	23・24
		子守唄を通じた多世代交流事業	自	新規	23
20	東久留米市	自治会セミナー ～地域リーダー養成講座～	自	新規	22
		団塊世代の地域支援事業(団塊トークイベント)	団	新規	22
		団塊世代の地域デビュー支援事業～東久留米うどんの楽校～	団	新規	23
21	武蔵村山市	子ども安全ボランティア活動事業	高	レベルアップ	22
		子ども見守り事業	高	レベルアップ	23
		介護予防いきいき元気お助け隊事業	高	新規	24
22	多摩市	高齢者向けの携帯電話教室(地域・大学連携講座)	高・団	新規	22・23・24
		べるぶゼミ	自・団	新規	22・23・24
		薬物乱用防止講座	高	新規	22・23
		地域貢献講座	自・団	新規	22・23・24
		地域ふれあいフォーラム	自	新規	22
		スクエアドストレート	自・高	新規	23
		児童虐待防止「映画と講演会」	高	新規	24
23	稲城市	中・高年地域デビュー支援講座	団	新規	22
		地域コミュニティ活性化事業	自・団	新規	22・23・24
24	羽村市	はむらふるさと祭り	自	新規	22・23・24
25	あきる野市	子どもの見守り推進事業	高	新規	22
		あきる野市地域防災リーダー育成事業(自主防災組織育成事業)	自	新規	23・24
26	西東京市	市内の自治会・町内会の所在および現状調査	自	新規	22
		西東京市エコ・クッキング普及プロジェクト	自	新規	22
		地域コミュニティ検討委員会	自	新規	23・24
27	瑞穂町	町内会加入促進運動事業	自	新規	22・23
28	日の出町	住民講師による生涯学習講座(浴衣着付けと料理)	自	新規	22・23

		交通事故や犯罪から子どもたちを守る交通安全・防犯教育事業	高	新規	22
		ひのでふるさとふれあい夏まつり補助金	自	レベルアップ	23・24
		自治会加入促進事業	自	新規	24
29	檜原村	地域力の向上支援助成事業	自	新規	22・24
		郷土芸能継承促進事業	自	新規	23
30	奥多摩町	身近なまちづくり推進事業	自	レベルアップ	22
		地域力の向上支援助成事業	自	新規	23・24
31	大島町	高齢者見守り支援推進事業	高	新規	22
		地域振興・活性化事業	自	レベルアップ	23
32	利島村	納涼花火大会助成事業	自	新規	22・23
33	新島村	新島村島民まつりへの支援	自	新規	22・23
34	神津島村	地域コミュニティ活性化事業	自	新規	22
		渚の花火大会助成事業	自	レベルアップ	24
35	三宅村	高濃度地区支援事業	自	新規	22
		島内映画試写会	自	新規	23
36	御蔵島村	御蔵島村高齢者見守り事業	高	新規	22・23
37	八丈町	高齢者文化交流活動活性化事業	自・高	新規	22・23
38	青ヶ島村	牛祭り実行委員会補助事業	自	レベルアップ	22・23
39	小笠原村	フラを通じた団塊世代及び高齢者の地域デビュー支援事業	高・団	新規	22
		アオウミガメ人工ふ化放流 100 周年記念事業	自	新規	22
		世界自然遺産登録に向けた地域活性化事業	自	新規	23

※事業区分欄の表記は、下記事業を表す。

自：自治会・町内会等地域コミュニティの活性化に資する事業

高：高齢者・子どもの見守りに資する事業

団：団塊世代の地域デビュー支援に資する事業

※継続事業のうち、年度により異なる事業区分で申請された事業については、該当する複数の区分の複合型として取り扱う。

※継続事業のうち、年度により異なる事業種別（新規またはレベルアップ）で申請された事業については、より新しい年度における種別を適用する。

図表 2-2 事業区分ごとの事業件数

事業区分		事業件数
①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業		49 件 (50%)
②高齢者・子どもの見守りに資する事業		23 件 (24%)
③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業		11 件 (11%)
事業区分複合型	①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業	7 件 (7%)
	②高齢者・子どもの見守りに資する事業	
	①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業	4 件 (4%)
	③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業	
	②高齢者・子どもの見守りに資する事業	3 件 (3%)
	③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業	
	①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業	1 件 (1%)
②高齢者・子どもの見守りに資する事業		
③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業		
合計		98 件 (100%)

図表 2-3 事業種別ごとの事業件数

事業種別	事業件数
新規	81 件 (83%)
レベルアップ	17 件 (17%)
合計	98 件 (100%)

(2) 助成事業費

平成 22 年度から平成 24 年度までの、各年度における助成事業費は、以下のとおりである。〔図表 2-4〕

平成 22 年度は多摩・島しょ地域の全 39 市町村、平成 23 年度は 1 自治体で悪天候により事業中止となったことを除く全 38 市町村に対し助成を行った。平成 24 年度は、主に島しょ部の町村にて、現状の職員体制で新規に事業を行うのは難しい等の理由により申請をしなかったケースが増えたため、29 市町村に対し助成を行った。

いずれの年度も、助成対象となった一市町村あたりの執行率は、助成限度額の 100 万円に対して 90%以上となっており、申請のあった市町村においては、助成制度の最大限の活用が図られたと考えられる。

図表 2-4 助成事業費実績

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
総助成事業費 (事業件数)	35,600,998 円 (57 件)	36,017,964 円 (55 件)	27,144,251 円 (44 件)	98,763,213 円 (156 件)

3 助成事業の考察・評価

ここでは、助成を受けて実施された事業の内容や、39 市町村担当者を対象に実施した本助成制度についてのアンケート結果について通覧し、考察を行う。あわせて、市町村共同事業助成金審査会委員等の意見から、本制度への評価を整理する。

(1) 実施事業からの考察

実施事業については、前述のとおり、事業区分①「自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業」に属するものが全体の半数を占めている。この区分の事業の内容としては、自治会・町会の活動を紹介する冊子や加入促進用のパンフレットを作成するもの、地域活動の担い手を育成する勉強会やセミナーを開催するものなど、地域コミュニティの形成や活動補助に関する事業と、地域の住民が参加・運営することで住民交流を促進する催し・イベント等を実施する事業が多く見られる。

事業区分②の「高齢者・子どもの見守りに資する事業」については、多くが子どもの見守りに関する事業となっており、高齢者の見守り事業は少数であった。

事業区分③の「団塊世代の地域デビュー支援に資する事業」については、退職者が自分の経験・知識を地域で活かすためのノウハウを学ぶセミナーや講座を実施する事業が多く、その他には地域デビューのきっかけとなるイベントを開催する事業などがあった。

本制度では、複数の事業区分を組み合わせた複合型として申請することも可能となっており、10 市町村で複合型事業を実施した。しかし、単独の事業区分で申請された事業の中にも、結果的に他の区分の分野にも効果が波及すると考えられる事業は多く、「地域力」が、地域のさまざまな主体の持つ力が複合的に組み合わせられた、地域課題解決のための総合的な力であることがよくわかる。

それを踏まえた上でも、事業区分複合型も含めて、区分①「自治会・町会等地域コミュニティ活性化に資する事業」に該当する事業が実施事業の大部分を占めたことから、地域力の向上に向けては、多くの市町村で、地域コミュニティ活性化が優先的に取り組むべき課題になっていると考えられる。

(2) アンケート結果からの考察

本制度の事業検証を行うにあたり、平成 25 年 1 月に、多摩・島しょ地域 39 市町村に対し、アンケート調査への協力を依頼し、全市町村から回答を得た。ここでは、ア

アンケートから見える、本制度に対する各市町村の評価をまとめた。

本助成金が、地域力の向上に役立ったか、という設問に対しては、38自治体が「役立った」と回答し、「役立たなかった」と回答したのは1自治体であった。〔図表3-1〕

「役立った」理由としては、「事業に参加した地域団体間の交流・連携が進んだ」や、「市民や地域団体の理解が向上し、地域課題解決に参加していく気運が高まった」といった旨の回答が複数見られた。

「役立たなかった」と回答した1自治体の理由については、「助成を受けて実施した事業の中に継続して実施しているものがなく、当団体では有効に活用できなかった。」というものであった。

Q：本助成金は地域力の向上に役立ちましたか？

図表 3-1

回 答	計
役立った	38 団体 (97%)
役立たなかった	1 団体 (3%)
計	39 団体 (100%)

1市町村あたり年間100万円という助成限度額についての設問では、「少ない」が12自治体、「適切である」が25自治体、「多い」が1自治体、無回答が1自治体であり、大半の団体から適切との評価を得た。〔図表3-2〕

「少ない」と回答したのは人口規模の大きな自治体が多く、「多い」と回答したのは島しょ部の自治体であった。

Q：本助成金の助成限度額は1市町村あたり年間100万円
 となっていますが、どのように思われますか？

図表 3-2

回 答	計
少ない	12 団体 (30%)
適切である	25 団体 (64%)
多い	1 団体 (3%)
無回答	1 団体 (3%)
計	39 団体 (100%)

本助成金を活用して開始した新規事業またはレベルアップした事業のうち、助成期

間終了後も継続して実施する事業があるか、という設問については、「ある」という回答が30自治体、「ない」が9自治体であった。〔図表3-3〕

Q:本助成金を活用して開始した新規事業またはレベルアップした事業について、助成終了後も継続して実施するものがありますか？

図表3-3

回 答	計
ある	30 団体 (77%)
ない	9 団体 (23%)
計	39 団体 (100%)

本助成制度では、助成対象事業の区分を、①「自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業」、②「高齢者・子どもの見守りに資する事業」、③「団塊世代の地域デビュー支援に資する事業」の3区分としたが、この区分についてはどのように思うか、という設問では、35自治体が「適当である」、4自治体が「よりふさわしい区分がある」と回答した。〔図表3-4〕

よりふさわしい区分として考えられるものとしては、「団塊世代」をより広く「シニア」、「アクティブシニア」とするもの、異世代交流事業、防災に資する事業などが挙げられている。

Q:本制度の事業区分についてどのように思われますか？

図表3-4

回 答	計
適当である	35 団体 (90%)
よりふさわしい区分がある	4 団体 (10%)
計	39 団体 (100%)

このほか、自由記入の意見として、「本制度は助成対象となる事業が幅広く、さまざまな事業を実施することができた」や「地域課題解決の主体は行政ではなくなってきたおり、地域団体等に直接補助する制度も必要ではないか」といった旨の回答が複数見られた。

また、地域コミュニティの活性化をはじめ、地域力向上については「今後も継続して取り組まなくてはならない課題でありながら、独自での財源確保が難しい」として、助成制度の継続・再開を望む意見も多かった。

(3) 市町村共同事業助成金審査会委員等の意見からの評価

市町村共同事業助成金審査会では、年度ごとに助成金の交付申請がされた事業について、助成対象として適切であるかの審査を行った。また、助成を受けて事業を実施した市町村をいくつか取り上げ、審査会委員やその他市町村長、各市町村担当者に実施内容を紹介する報告会を毎年開催している。

こうした機会に述べられた審査会委員や市町村長からの意見をまとめると、本助成制度については、概ね「各市町村の工夫が表れ、全体的によい事業が行われている」との評価であった。報告会に参加した市長からは、「どの市町村においても地域力向上は共通の課題だが、地域の資源や人材を上手く活用した事業が多く、非常に参考になった」との感想もあった。

しかし一部には、その場で完結してしまうイベントを単に行うだけのものなど、その後地域に何も残らないのではないかと危惧されるものもあり、市町村共同事業助成事業全体への意見という形で、審査会委員より指摘を受けたケースもあった。

4 振り返りから見えてきた成果・課題

ここまでの振り返りにより、本助成事業がどのように多摩・島しょ地域の地域力向上に寄与したかと同時に、課題となった点が見えてきた。

(1) 事業の成果

アンケートでは、本助成事業について、ほぼ全ての団体から「地域力の向上に役立った」との評価を得たが、その理由を見ると、「市民・団体同士の連携強化」や「市民・団体の理解及び意識の向上」などが複数見られた。また、「これまでも活動したい意欲はあったが財源がネックとなっていた団体等に、動き出すきっかけを提供できた」などの回答もあり、市民や地域団体の自主的な動きにつながった点の評価するものが多かった。

助成上限額については、あくまで一般論としては、助成を受ける側にとっては高ければ高いほどよいし、一市町村あたり年間100万円という金額そのものは類似の他助成制度と比べて明らかに高いとは言えないだろう。しかしながら、アンケートでは、6割以上の自治体が「適切である」と回答している。

これらの評価から推察できるのは、「地域力」とは政策提言で述べたとおり、「地域のさまざまな主体が相互に連携し、総合力をもって主体的に地域課題を解決する力」であり、行政が多額の財源を投入しなくても自主的に運営されていくのが目指すべき理想的な状態であると、多くの市町村により共通認識されているということではないだろうか。そして、本助成金は結果的に、財政的な支援により活動を活発化させるきっかけを提供しつつ、助成金だけで安易に事業を実施するのではなく、地域が知恵やアイデアを出し合い、工夫を凝らして実施するよう促す効果があったと考える。

またアンケートでは、8割近くの自治体が、「本助成金を活用して実施した新規及

びレベルアップ事業のうち助成期間終了後も継続するものがある」と回答していることから、助成金をきっかけとして地域の持つ力が喚起され、今後にも続く自主的な活動につながったと評価することができる。

「地域力」とは、地域のさまざまな主体や資源等の複合的・総合的な力であることから、助成対象となる事業が非常に広い範囲にわたり、市町村にとっては「自由度が高く、使いやすい助成金」であると受け止められた。そのため、各地域の特色を反映しやすく、地域の実情に合った、効果的な事業が数多く実施されたと考えられる。

（２）事業の課題

反面、事業の対象範囲の広さ故に、助成制度の目的と合致した効果的な事業なのかどうかの判断が難しい事業も中には含まれていたことも否めない。助成対象となった事業の中にも、そのようなものが一部に見られたため、助成事業が確実な成果に結びつくよう、今後各市町村でどのように取り組んでいくかが重要である。

また、多摩・島しょ地域は多様な市町村が集まっていることが特徴であり、規模の大小についても、自治体により人口数百人から数十万人まで、非常に大きな幅がある。100万円という助成上限額については、先に述べたとおり、6割以上の自治体から「適切である」との回答を得たが、「少ない」と回答したのは規模の大きな自治体が多く、「この上限額の範囲では、地域全体に十分な成果が上がる事業を実施するのは難しい」という旨の意見が多かった。逆に、規模の小さな島しょ地域の自治体からは、「活用できる地域力に限りがあり、毎年継続して実施するのは難しかった」、「地域コミュニティが小さく、新規に事業を発掘するのは困難」といった意見もあった。今後このような助成制度を行うにあたっては、助成額と自治体の規模のバランスについても最適となるよう検討が必要である。

第3章 今後の方向性について

これまでに見てきた、多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業の実施実績や成果・課題を踏まえ、今後の多摩・島しょの地域力向上に向けた方向性を提言する。

1 地域のさまざまな主体の活動及び連携の推進

政策提言では、「地域力」を、地域が自ら持つさまざまな人的・物的・知的資源を活用しながら課題を解決していく「自然治癒力」のような力と例えており、そうした図式においては、行政の役割は必ずしも大きなものと捉えられてはいない。その中であえて行政に求められる役割として挙げているのが「人々が気軽に集える場の提供」や「地域力向上の担い手確保」、「人材発掘・育成」など、いわゆる「自然治癒力」の基本となる部分である。

これらについては、各市町村でもそれぞれに取り組んでいるところだが、本助成事業により、さらなる推進に寄与することができた。さらに、本制度をきっかけとして、多くの市町村で、地域のさまざまな主体による自主的な活動が活発化し始めていることが見て取れた。今後、市町村としては、こうした活動を引き続き支援していくとともに、立場の異なる多様な主体の連携・協働が円滑に進むような環境づくり及びコーディネーターの役割を、より一層強化していくことが必要である。

一方、地域コミュニティの活性化については、多くの市町村で、さらなる取り組みが必要な課題となっている。自治会・町会の加入率がなかなか上がらない状況を踏まえ、そうした既存の地域コミュニティのあり方が、はたして今の住民ニーズに合っているのか、あらためて見つめなおし、新たなアプローチの仕方を検討してみることも必要ではないだろうか。

2 より幅広い地域資源の活用促進

本助成制度は、地域力の源となる地域資源のうち、人的なものに重点を置いたものであった。そのため、3年間の実施により、地域の人材発掘や育成、地域団体等の活動支援といった方向性においては、一定の成果が上がったと考える。しかし、それぞれの地域が持つ資源は、必ずしも人的なものだけではなく、自然や景観、歴史、文化、産業など、あらゆる分野にわたることも見過ごすことはできない。

実施事業の中には、市内観光名所のガイドボランティアを育成するものや、地域伝統芸能の継承者育成を支援するものなど、自然や文化的な資源も上手く関連付けて行ったものも見られるが、基本的には人を中心にとらえた制度であり、その他の資源の活用については、この制度の中では十分に顧みてこなかったことは否めない。

ますます多様化する地域課題の解決には、地域のあらゆる資源を最大限に活用し、取り組むことが不可欠である。今後は、より幅広い地域資源を対象とした、市町村の地域力向上に向けた取り組みについても、支援を検討していく必要があるのではないかと。

おわりに

地域を取り巻く状況は刻々と変化している。

近年でも、東日本大震災を契機とした地域防災への注目や、相次ぐ孤独死・孤立死の問題、人口減少社会到来による地域間競争の激化など、地域力の向上が望まれる課題は次々と浮かび上がってきている。

各市町村では、こうした変化をいち早くキャッチし、地域力を形成するさまざまな地域資源と結びつけて、施策として柔軟に対応していかなくてはならない。

東京都市長会では、今後も状況に応じて、多摩・島しょ地域の自治体へさまざまな形で支援を行い、多摩・島しょ地域のさらなる地域力向上の一助となるよう、取り組んでいきたい。

資 料 編

資料 1 多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱

資料 2 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

資料 1 多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱

多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村（以下「市町村」という。）に対して、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、市町村が実施する地域力の向上に資する事業（以下「地域力向上事業」という。）を支援することにより、多摩・島しょ地域全体の地域力の向上を図り、ひいては多摩・島しょの魅力を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱においては、次のとおり用語を定義する。

- (1) 新規事業 地域力向上事業のうち、第5条に規定する助成期間内において、新たに実施する事業
- (2) レベルアップ事業 地域力向上事業のうち、第5条に規定する助成期間内において、初めて助成金を申請する年度の前年度（以下「基準年度」という。）に実施している事業のうち、基準年度と比較して、助成金を申請する年度（以下「申請年度」という。）に事業費を増額して実施する事業

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、市町村とする。

2 助成金の申請者は、市町村長（以下「申請者」という。）とする。

(助成期間)

第5条 本要綱における助成は、平成22年度から平成24年度までの間とする。

(助成対象事業)

第6条 助成対象事業は、次の各号の一に該当する新規事業又はレベルアップ事業のうち、調査会理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める事業とする。

- (1) 自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業
- (2) 高齢者・子どもの見守りに資する事業
- (3) 団塊世代の地域デビュー支援に資する事業

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入費及び市町村の職員人件費を除く。以下同じ。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費（レベルアップ事業においては、申請年度の助成対象事業の実施に伴う収入控除後の事業に要する経費から、基準年度の助成対象事業の実施に伴う収入控除後

の事業に要する経費を控除して得た経費とする。)とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一市町村につき年間100万円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付申請書(様式1)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書総括表(様式2)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書(様式3)及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 理事長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付・不交付決定通知書(様式4)により通知する。

(助成事業の遂行)

第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により提出した事業計画(以下「事業計画」という。)に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。

(助成事業の変更)

第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更(各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く)の必要が生じたときは、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金変更交付申請書(様式5)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業変更計画書総括表(様式6)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書(様式3)及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

3 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金変更交付・不交付決定通知書(様式7)により通知する。

4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 第9条第2項の規定による交付決定又は前条第3項の規定による変更交付決定を受けた申請者(以下「被交付決定者」という。)は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金取下申請書(様式8)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金取下承認通知書（様式9）により通知する。

（軽微な変更の届出）

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により理事長に届け出なければならない。

（実績報告）

第14条 被交付決定者は、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金実績報告書（様式10）に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業実績調書総括表（様式11）、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業実績調書（様式12）、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第15条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金確定通知書（様式13）により被交付決定者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第16条 被交付決定者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金請求書（様式14）（以下「請求書」という。）を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

（助成金の管理執行）

第17条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に準じて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第18条 理事長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

（2）事業の実施に際して、法令に違反したとき

（3）本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに理事長に返還しなければならない。

（事務の所管）

第19条 この要綱に基づく事務は、調査会事業部が所管する。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

資料2 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱（平成24年4月1日現在）

市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

（設置）

第1条 公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）理事長は、多摩・島しょの魅力を高めるために実施する助成金の交付にあたり、その適否を審査させるため、市町村共同事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、調査会理事長（以下「理事長」という。）の求めに応じて対象事業の内容を審査し、助成金申請者に必要に応じて事業実施に係る助言を行うとともに、理事長に助成金交付の適否について報告する。

（組織）

第3条 審査会は、理事長を除く次に掲げる6名の委員をもって組織する。

- （1）東京都市長会の代表2名
- （2）東京都町村会の代表1名
- （3）学識経験者1名
- （4）東京都市長会事務局長
- （5）東京都町村会事務局長

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第4条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は審査会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて審査会を招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員報酬等)

第6条 第3条第1項第1号から第3号に規定する委員については、別表のとおり報酬等を支給する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、調査会事業部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	報酬額等
東京都市長会の代表及び東京都町村会の代表	公益財団法人東京市町村自治調査会役員の報酬及び費用弁償規則（昭和61年10月6日規則第5号）に準じて費用を弁償する。
学識経験者	公益財団法人東京市町村自治調査会講師等謝礼支払基準（平成7年9月1日基準第1号）に準じて報酬を支給する。

平成 25 年 7 月

**政策提言「地域力の向上に向けて」（平成 20 年 11 月）の
検証について**

発 行 東京都市長会事務局 企画政策室

〒183-0052

東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内

TEL : 042-384-6396 FAX : 042-384-6978

